

## 保護者の方へ

日本保育園保健協議会  
認定こども園 上三川幼児園 園長

1. お子さまの薬は、園で飲ませることは法律違反になります。  
園において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定いたします。
2. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。市販や家庭で作ったものなど医療機関からの処方薬以外のものはお断りいたします。
3. 医療機関で診察の際、必ず、保育園に通っていることを伝えてください。**本来は保護者が登園して与えていただき与薬をする**のですがやむを得ない理由で保護者が登園できないときは、医療機関と保護者、園側で相談し、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、薬剤情報提供書などを一回分の薬とともに保育園の保育者に直接、手渡ししていただきます。
4. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
5. 使用期限が切れているものは対応できません。
6. **座薬の使用**は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は“**医師からの具体的な指示書**”を添付してください。なお、使用に当たっては、その都度、保護者にご連絡しますのでご了承ください。
7. **お子さまが初めて使用する座薬**については対応できません。
8. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
9. 食物アレルギーなどによる緊急時対応に備えた処方薬(エピペン®(アドレナリン注射)や抗ヒスタミン薬)に際しても診断書や意見書(指示書)を園に提出してください。
10. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生省)によって、子どもの主治医の意見書(指示書)を提出してください。常に相互の連絡が必要です。

### ◆持参する薬について◆

- 医師が処方した薬には必ず「連絡票」を添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。(薬によって診断書・指示書など)
- 使用する薬は1回ずつに分けて、**当日分のみ**ご用意ください。
- 袋や容器にお子さまの名前を記載してください。

# 連絡票 (保護者記載用)

年 月 日 記

依頼先 上三川幼稚園 宛	
依頼者 保護者氏名	連絡先 TEL
クラス( ) 園児氏名	男・女 歳 ヵ月 日
主治医 ( )	TEL 病院・医院) fax
病名 (又は症状)	
① 持参したくすりは 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分 ② 保管は 室温・冷蔵庫・その他 ( ) ③ くすりの剤型 粉・液(シロップ)・外用薬・その他 ( ) ④ くすりの内容 抗生物質・解熱剤・咳止め・かぜ薬・外用薬 ( ) 調剤内容	
⑤ 使用する日時 年 月 日～ 月 日 昼食・おやつ(午前・午後) の 食前( 分前・ 分以内) 食後( 分後・ 分以内) 又は 午前・午後 時 分 その他具体的に ( )	
⑥ 外用薬などの使用法	
⑦ その他の注意事項	
薬剤情報提供書 あり・なし	

※各項目に記載し、該当するものに○を記入する。

## 上三川幼稚園記載

日付	受領時刻	受領者サイン	保管時サイン	投与者サイン	投与時刻	実施状況
/	:				:	
/	:				:	
/	:				:	
/	:				:	
/	:				:	

